

御前崎市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和元年6月6日から同年6月12日までの7日間、御前崎市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、署名の効力が確定した結果、有効総数は次のとおりとなった。

令和元年6月13日

御前崎市選挙管理委員会委員長 平野 豊



有効署名の総数

11,829人